

畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について

平成26年3月31日付け25農畜機第5376号

一部改正 平成29年3月16日付け28農畜機第6262号

(趣旨)

第1条 この規程は、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)(以下「実施について」という。)11の(3)の規定に基づき、畜産業振興事業(以下「事業」という。)の適正な執行を確保するとともに、事業に対する国民の理解を得るため、事業者に対する補助金の交付停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 事業に係る補助金(経営安定対策に関する事業において生産者に交付される補填金等(以下「生産者補填金」という。)を含む。)をいう。
- (2) 補助金交付 補助金の交付をいう。
- (3) 事業者 事業に係る補助金の交付を受ける者をいう。
- (4) 補助金交付停止措置 事業者に対して、補助金の交付の決定(生産者補填金の場合はその交付を、基金の場合はその使用承認等をいう。)を一定期間行わないこととする措置をいう。

(補助金交付の停止)

第3条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)は、別表各号第1欄に掲げる措置要件(以下「措置要件」という。)の一に該当する事業者に対し、情状に応じて別表各号第2欄に定めるところにより、又は府省等において講じられる措置に応じて、期間を定め、補助金交付停止措置を行うものとする。この場合において、当該事業者が事業実施主体以外の者であるときは、当該事業の事業実施主体に対し、補助金交付停止措置を行うものとする(以下、第5項、第6項及び第7項において同じ。)。ただし、

当該事業者が、措置要件の一に該当する行為（以下「該当行為」という。）の事実について速やかに報告し、十分な再発防止体制を整備する等情状酌量すべき特別の事情がある場合において、当該行為の悪質性の程度を考慮し相当と認めるときは、補助金交付停止措置を行わないことができる。

- 2 前項本文の場合において、当該措置の対象となる補助金等のうち、当該補助金等を補助金交付停止措置の対象とすることにより、当該補助金等に係る予算の目的を達成できないこととなる可能性が相当程度高い場合には、当該補助金等の全部又は一部を当該補助金交付停止措置の対象としないことができる。
- 3 事業者が措置要件のいずれにも該当したときの補助金交付停止措置の期間（以下「補助金交付停止期間」という。）は、別表第1号第2欄に定める期間とする。
- 4 事業者が補助金交付停止期間の満了後1年を経過するまでの間（補助金交付停止期間中を含む。）に、措置要件に該当することとなった場合における補助金交付停止期間の短期及び長期の期間は、それぞれ別表各号第2欄に定める短期及び長期の2倍の期間とする。
- 5 理事長は、当該事業者について、極めて悪質な事由があるとき又は該当行為により極めて重大な結果を生じたときには、補助金交付停止期間を別表各号第2欄に定める長期の2倍まで延長することができる。
- 6 理事長は、補助金交付停止期間中の事業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で補助金交付停止期間を変更することができる。
- 7 理事長は、補助金交付停止期間中の事業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認める場合その他当該事業者について補助金交付停止措置を継続することが適切ではないときは、当該事業者について補助金交付停止措置を解除し、又は、補助金交付停止期間を変更することができる。

8 別表各号に掲げる措置要件について、補助金交付停止措置を受けた事業者以外の他の事業者が関与している場合には、当該事業者についても、また、前各項の規定を適用する。

(通知)

第4条 理事長は、前条第1項の規定により補助金交付停止措置を行い、若しくは同条第5項、第6項若しくは第7項の規定により補助金交付停止措置の措置期間を変更し、又は同条第7項の規定により補助金交付停止措置を解除したときは、当該事業者に対し、遅滞なく通知するものとする。この場合において、当該事業者が事業実施主体以外の者であるときは、当該事業実施主体に対し、遅滞なく通知するものとする。

附 則 (平成26年3月31日付け25農畜機第5376号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日付け28農畜機第6262号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

号	第1欄 (措置要件)	第2欄 (補助金交付停止期間)
1	<p>(畜産物の生産・流通・消費に関する法令への違反行為)</p> <p>事業者（この号においては、その役員又は使用人を含む。）が畜産の生産・流通・消費に関する法令に違反した容疑により公訴を提起された場合において、その行為態様、代表役員の関与の有無、当該行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
2	<p>(前号に掲げる法令以外の法令への違反行為)</p> <p>前号に掲げる場合のほか、事業者（この号においては、その代表役員を含む。）が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑の言い渡しを受けた場合において、その行為態様及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>